

○福岡県警察職務倫理委員会設置規程

平成14年12月25日

福岡県警察本部訓令第41号

福岡県警察職務倫理委員会設置規程を次のように定める。

福岡県警察職務倫理委員会設置規程

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 本部倫理委員会

第1節 本部倫理委員会(第3条—第6条)

第2節 幹事会(第7条—第10条)

第3節 研究部会(第11条—第14条)

第4節 庶務(第15条)

第3章 所属倫理委員会(第16条—第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、職務倫理委員会の設置、任務、構成、運営その他職務倫理委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (2) 所属長 所属の長をいう。

(平21本部訓令18・平24本部訓令3・本条一部改正)

第2章 本部倫理委員会

第1節 本部倫理委員会

(設置及び名称)

第3条 福岡県警察本部に、職務倫理委員会を置く。

2 前項の規定により福岡県警察本部に設置した職務倫理委員会の名称は、福岡県警察本部職務倫理委員会(以下「本部倫理委員会」という。)とする。

(任務)

第4条 本部倫理委員会は、職務倫理、服務及び業務運営に係る問題点を抽出して、その具体的かつ効果的な改善方を総合的に検討することにより、職務倫理の徹底を図り、並びに服務及び業務運営の適正化に資するものとする。

(構成)

第5条 本部倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 生活安全部長
- (3) 地域部長
- (4) 刑事部長
- (5) 暴力団対策部長
- (6) 交通部長
- (7) 警備部長
- (8) 福岡市警察部長
- (9) 北九州市警察部長
- (10) 警察学校長
- (11) 福岡県情報通信部長
- (12) 警務部首席監察官
- (13) 警務部警務課長
- (14) 警務部教養課長

(平16本部訓令8・平21本部訓令40・平24本部訓令3・本条一部改正)

(運営)

第6条 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本部倫理委員会への出席を求めて意見を聴くことができる。

## 第2節 幹事会

### (設置)

第7条 本部倫理委員会に、幹事会を置く。

### (任務)

第8条 幹事会は、本部倫理委員会の任務を補佐するものとする。

### (構成)

第9条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長には警務部長を、副幹事長には警務部首席監察官をもって充てる。

3 幹事には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部広報課長
- (3) 総務部会計課長
- (4) 警務部警務課長
- (5) 警務部教養課長
- (6) 生活安全部生活安全総務課長
- (7) 地域部地域課長
- (8) 刑事部刑事総務課長
- (9) 暴力団対策部組織犯罪対策課長
- (10) 交通部交通企画課長
- (11) 警備部公安第一課長
- (12) 福岡市警察部次長
- (13) 北九州市警察部次長
- (14) 警察学校副校長
- (15) 福岡県情報通信部機動通信課長
- (16) その他幹事長が指名する者

(平16本部訓令8・平21本部訓令40・平24本部訓令3・本条一部改正)

(運営)

第10条 幹事長は、必要の都度幹事会を招集し、会務を掌理する。

2 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代行する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めて意見を聴くことができる。

4 幹事長は、幹事会において審議した結果を本部倫理委員会に報告するものとする。

第3節 研究部会

(設置)

第11条 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に研究部会を置くことができる。

(任務)

第12条 研究部会は、特定事項に係る調査・研究を行うものとする。

(構成)

第13条 研究部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 部会員は、幹事長が指定する所属の警視又は警部の階級(同相当職を含む。)にある者のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第14条 部会長は、必要の都度研究部会を招集し、会務を掌理する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の意見を聴くことができる。

3 部会長は、研究部会において調査・研究した結果を幹事長に報告するものとする。

第4節 庶務

(庶務)

第15条 本部倫理委員会及び幹事会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

2 研究部会の庶務は、当該部会長の属する所属において処理する。

第3章 所属倫理委員会

(設置及び名称)

第16条 所属に、本部倫理委員会に準じて職務倫理委員会を置かなければならない。

2 前項の規定に基づき所属に設置された職務倫理委員会(以下「所属倫理委員会」という。)の名称は、その置かれた所属の名称を冠するものとする。

(報告)

第17条 所属長は、所属倫理委員会において検討した結果及び当該検討した結果に基づく推進施策については、警務部監察官室を経由して、警察本部長に報告するものとする。

(委任)

第18条 所属倫理委員会の運営に関し必要な事項は、当該所属長が定める。